

クーリング・オフ制度

クーリング・オフ=cooling off 「頭を冷やす」
訪問販売など不意打ち的な勧誘で契約をしてしまった場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる特別な制度です。

クーリング・オフができる条件

- 取引
 - ・ 訪問販売
 - ・ 電話勧誘販売
 - ・ 連鎖販売取引（マルチ商法）
 - ・ 特定継続的役務提供（エステ、語学教室など）
 - ・ 業務提供誘引販売取引（内職商法など）
 - ・ 訪問購入
- ※自動車などクーリング・オフできないものもあります。詳しくは消費生活相談室にご確認ください。
- 訪問販売等の場合は、契約書を受け取った日から8日以内（マルチ商法や内職商法は20日以内）

クーリング・オフの方法

- □頭や電話ではなく、ハガキで通知します。
- 証拠が残るように送る前にハガキの両面のコピーをとって保管しておきます。
- 郵便局の窓口で「特定記録郵便」もしくは「簡易書留」で送付します。
- （2022年6月1日よりFAX・メールも可）



〇〇市〇〇区〇〇町
〇〇番〇〇号
株式会社 〇〇〇 御中

契約解除通知

契約日 〇年〇月〇日
商品（役務名） 〇〇〇
契約金額 〇〇〇 円
販売会社名 株式会社〇〇〇 〇〇営業所

上記契約を解除します
支払った金額を返金して
下さい。

申出日 〇年〇月〇日
（契約者）氏名 〇〇〇〇
住所 〇〇〇〇

なにかおかしいかも？



釧路市消費生活センター
釧路市消費生活相談室

☎0154-24-3000

相談受付時間 10:00 ~ 15:30
（土日祝日、年末年始を除く）

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所本庁舎2階
※対象は釧路管内にお住まいの方です。

また は

消費者ホットライン

☎188 (いやや)

※全国共通

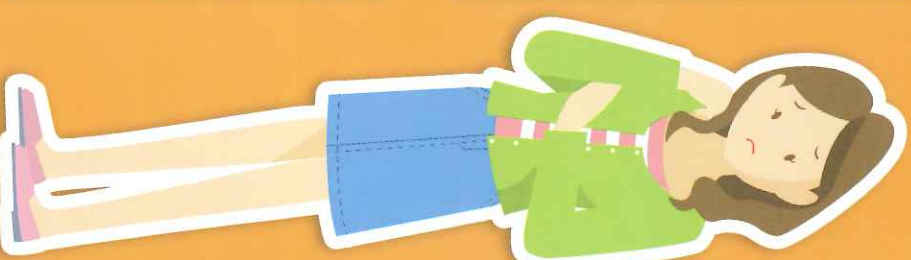
気をつけて！ 意外と身近な 消費者Trouble

トラブル

被害に遭わないために

署名や押印は急がずに！
契約書は必ずよく読んで
わからないことは消費生活センターへ
相談しましょう。

その場ですべてに決めるなで！
家族や友人、消費生活センターに
相談しましょう。



必要ないと思ったものは、勇気をもって
「いらません」と言ってみよう！
商品の勧誘をそれだとみて、あなたがおかしい
と思惑表示をしたかどうかわからないのも大歓迎！

おいしいものだけ話に
つられないで！
1の世に1つめ話はおもせん。

インターネットの ワンクリック請求

届いたメールを開いたり
サイトの「入り口」をクリックしただけで「自動登録」といわれて高額な料金を請求されるものです。



このサイト、
無料じゃ
なかったの?!



●怪しいサイトにはアクセスしない!
●身に覚えがない請求には支払いしない!
「誤操作の方はこちら」(誤会はこちら) などと誘導されることもありますが、電話番号や個人情報を知られたりする危険性があるので相手に連絡はしないようにしましょう。

ネット通販や オークションのトラブル

商品が届かない、届いた商品が不良品だった、解約したいが相手と連絡がつかないなどといったトラブルです。



注：通販はクーリング・オフの対象外です

- 相手の人物・業者についての情報をしっかり把握しましょう!【所在地・責任者名・電話番号・申込内容】
- 表示に不備があれば取引しない!
- 注文前に、返品についての記載を確認する!
- 代金の入金や決済は慎重に!

キャッチセールス

街中で、「アンケートにご協力を」などと呼び止めて、喫茶店などに連れ込み、高額な商品やサービスで契約させます。

今なら
キャンペーン中で
50万円の化粧品が
月々1万円程で
買えちゃうよ!



アンケート
だけだと思って
きたんだけど...
帰りがつらいなあ

- 親しげな雰囲気でもついてはいけません!
- しつこい勧誘は、その場から離れて無視をしましょう!

アポイントメントセールス

「あなたが当選しました!」「権利があります」などと電話やメールで誘い出し、営業所や喫茶店などで物品を売りつける悪質商法です。

今だけ会員に
なれば旅行が格安!
会員には形だけ
英会話の教材を
買ってもらいます。



あれ?
旅行が当たったん
じゃなかったの?
教材なんて
いらないうちに
こまったなあ...

- 安易に連絡に応じないようにしましょう!

マルチ商法

友人や知人を販売組織に勧誘し、商品やサービスの契約をさせ、次々に組織の加入者を増やしていくと儲かるというもの。売れない商品と借金だけが手元に残ってしまうという問題のある商法です。

友人を紹介するだけで
紹介料が入るから
自分の支払い分を
取り戻せるよ!



みんなに
断られちゃった...
支払い
どうしよう...

- 周りの人を勧誘せざるを得ない状況になり、友人を失ってしまうこともあります!

クレジットカードの利用は慎重に

クレジットカードは「借金」と同じです

クレジットカードを使って買い物ができるのは、消費者が将来約束通りに支払うことを信用したクレジット会社が、品物の代金を立て替えているからです。

カードを使うことはクレジット会社から借金をすること!
自分が支払いできる金額がよく考えて、慎重に利用しましょう。

毎月一定額を支払う「リボルビット払い(リボ払い)」は、借金の全体の額が分かりにくくなり、返済が終わらなくなってしまうので要注意!



危険な「名義貸し」! (名前を貸すこと)

「支払いはい自分ができるから迷惑はかけない」といわれ、名前を貸したが、相手と連絡が取れなくなり借金の請求が自分にきた、などといったトラブルになります。

名義貸しをした契約は、名義人本人に支払いの義務が生じます。どんなに親しい間柄の人でも「名義」は絶対に貸さないで!

